

一般社団法人 FACE to FUKUSHI

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 FACE to FUKUSHI と称する。

(目的)

第2条 当法人は、障がいのある方や高齢者の方と市民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進を行っている福祉従事者が、支援者として継続して従事できるように、情報発信やネットワーク構築に関する事業を行い、社会全体の利益に寄与することを目的とし、この目的を達成するために次の事業を行う。

1. 高齢者、障がい者、疾病者に対する日常生活支援事業
2. ボランティアの養成及びコーディネート事業
3. ボランティア登録派遣事業
4. 保健、医療又は福祉に関する各種研修事業
5. 保健、医療又は福祉に関する連携推進事業
6. 保健、医療又は福祉に関する教育事業
7. 保健、医療又は福祉に関する人材採用支援事業
8. 労働者派遣事業
9. 職業紹介事業
10. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、大阪府大阪市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(社員の資格)

第5条 社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、社員総会の決議を得なければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することが出来る。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、退社の申し出は1ヶ月以上前にしなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、社員は次に掲げる事由によって退社する。

(1) 総社員の同意

(2) 死亡又は社員である団体の解散

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 除名されたとき

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第8条 社員総会は、法律に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他の一般社団法人に関する一切の事項について決議することが出来る。

(招集時期)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第10条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の議長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事がこれに代わる。

(決議の数)

第12条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 役員

(員数)

第14条 当法人の理事は、1名以上とする。

2 理事が2名以上いるときは、そのうち1名以上を代表理事とし、理事の互選により定める。

3 1名以上の理事または代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第5章 事業年度等

(事業年度)

第16条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(剰余金の取扱)

第17条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 解散

(解散)

第18条 当法人は、法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めら

れた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第19条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(設立時理事等)

第20条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	河内 崇典
	小田 泰久
	大橋 一之
	加藤 恵
	福島 龍三郎
	本西 志保

設立時代表理事	大阪府大阪市住之江区北島3丁目8番12号
	河内 崇典

(最初の事業年度)

第21条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第22条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

	大阪府大阪市住之江区北島3丁目8番12号
	河内 崇典
	愛知県蒲郡市三谷町港町通57番地16
	小田 泰久

(法令の準拠)

第23条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び般

財団法人に関する法律並びにその他の法令によるものとする。

これは現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

一般社団法人 FACE to FUKUSHI
代表理事 河内 崇典